

シナネンでんきビジネス A 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま.....	2
2	料金表の変更.....	2
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	2
4	関西エリアの電気料金.....	2
5	中国エリアの電気料金.....	2
6	四国エリアの電気料金.....	3
7	日割計算の算定式.....	3
8	環境配慮料金.....	3
9	解約事務手数料.....	3
10	その他.....	5
附	則.....	5

シナネンでんきビジネス A 料金表

1 適用対象となるお客さま

このシナネンでんきビジネス A 料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネンでんきビジネス A」が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 関西エリアの電気料金

従量電灯 A 相当の最低料金制契約となります。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	343 円 30 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 33 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 53 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	25 円 53 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	5 円 00 銭

5 中国エリアの電気料金

従量電灯 A 相当の最低料金制契約となります。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	487 円 52 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	44 円 32 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42 円 52 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	40 円 52 銭

調達調整単価	1キロワット時につき	0円00銭
--------	------------	-------

6 四国エリアの電気料金

従量電灯 A 相当の最低料金制契約となります。

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	484 円 44 銭
電力量料金	11 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	44 円 04 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42 円 24 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	40 円 24 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	0 円 00 銭

7 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

(1) 関西エリア、中国エリア

① 最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階適用電力量} = 135 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階適用電力量} = 450 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ とします。

(2) 四国エリア

① 最低料金を日割りする場合

1ヶ月の該当料金 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ とします。

② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

最低料金適用電力量 = 11 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$

なお、最低料金適用電力量とは、11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階適用電力量 = 139 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階適用電力量 = 450 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ とします。

8 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率メニューまたは排出 係数メニュー	1 キロワット時につき	要綱に基づきお客さまとの 協議によって決定する
あかりの森プロジェクト料金	1 キロワット時につき	0 円 10 銭

9 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

10 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和5年4月1日から実施いたします。